

法

規

的

告

示

○経済産業省告示第百七十一号

電気関係報告規則（昭和四十年通商産業省令第五四号）第一条第二項第六号の規定に基づき、主要電気工作物を構成する設備を定める告示（平成二十八年経済産業省告示第二百三十八号）の一部を次の表のように改正し、令和七年十一月二十日から施行する。

令和七年十一月二十日

経済産業大臣 赤澤 亮正

（傍線部分は改正部分）

改正後			改正前		
一 水力発電所			一 水力発電所		
主要電気工作物	主設備		主要電気工作物	主設備	
(略)	(略)		(略)	(略)	
電力貯蔵装置（容量が二十キロワットアワーを超えるものに限り、専ら非常用のものを除く。以下次号から第七号まで及び第九号において同じ。）	電力貯蔵装置		(新設)	(新設)	
二 火力発電所			二 火力発電所		
主要電気工作物	主設備		主要電気工作物	主設備	
(略)	(略)		(略)	(略)	
電力貯蔵装置	前号の水力発電所の主設備の欄に掲げるもの		(新設)	(新設)	
三 燃料電池発電所			三 燃料電池発電所		
主要電気工作物	主設備		主要電気工作物	主設備	
(略)	(略)		(略)	(略)	
電力貯蔵装置	第一号の水力発電所の主設備の欄に掲げるもの		(新設)	(新設)	
四 太陽電池発電所			四 太陽電池発電所		
主要電気工作物	主設備		主要電気工作物	主設備	
(略)	(略)		(略)	(略)	
電力貯蔵装置	第一号の水力発電所の主設備の欄に掲げるもの		(新設)	(新設)	

四の二 太陽電池発電設備

主要電気工作物	主 設 備
(略)	(略)
電力貯蔵装置	第一号の水力発電所の主設備の欄に掲げるもの

五 風力発電所

主要電気工作物	主 設 備
(略)	(略)
逆変換装置（容量二十キロボルトアンペア以上のものに限る。第六号において同じ。）	第三号の燃料電池発電所の主設備の欄に掲げるもの
電力貯蔵装置	第一号の水力発電所の主設備の欄に掲げるもの

五の二 風力発電設備

主要電気工作物	主 設 備
(略)	(略)
電力貯蔵装置	第一号の水力発電所の主設備の欄に掲げるもの

六 蓄電所

主要電気工作物	主 設 備
(略)	(略)
逆変換装置	第三号の燃料電池発電所の主設備の欄に掲げるもの
電力貯蔵装置	第一号の水力発電所の主設備の欄に掲げるもの

四の二 太陽電池発電設備

主要電気工作物	主 設 備
(略)	(略)
(新設)	(新設)

五 風力発電所

主要電気工作物	主 設 備
(略)	(略)
逆変換装置（容量二十キロボルトアンペア以上のものに限る。）	第三号の燃料電池発電所の主設備の欄に掲げるもの
(新設)	(新設)

五の二 風力発電設備

主要電気工作物	主 設 備
(略)	(略)
(新設)	(新設)

六 蓄電所

主要電気工作物	主 設 備
(略)	(略)
逆変換装置（容量一万キロボルトアンペア以上のものに限る。）	第三号の燃料電池発電所の主設備の欄に掲げるもの
電力貯蔵装置（出力一万キロワット以上又は容量八万キロワットアワー以上のものに限る。）	電力貯蔵装置

七 変電所

主要電気工作物	主 設 備
(略)	(略)
電力貯蔵装置	第一号の水力発電所の主設備の欄に掲げるもの

八 (略)

九 需要設備

主要電気工作物	主 設 備
(略)	(略)
電力貯蔵装置	第一号の水力発電所の主設備の欄に掲げるもの

官 庁 報 告

産 業 省

日本産業規格

令和 7 年 11 月 20 日に下記の日本産業規格を制定、改正及び廃止したので、産業標準化法（昭和 24 年法律第 185 号）第 19 条の規定に基づき公示する。

令和 7 年 11 月 20 日

経済産業大臣 赤澤 克正

記

制定された日本産業規格

（日本産業標準調査会審議）

半導体電力変換システム及び装置の電力量計量の性能及び試験方法

C 1291

フレキシブル導波管接続部かん合標準

C 6610

燃料電池技術—第 9—101 部：ライフサイクル思考に基づく燃料電池発電システムの環境性能評価法—家庭用燃料電池熱電併給システムのライフサイクルを考慮した簡易的な環境性能評価

C 62282—9—101

太陽光発電システム—直流アーク検出及び遮断

C 63027

人間工学—人とシステムとのインタラクション—第 221 部：人間中心設計プロセスモデル

Z 8530—221

七 変電所

主要電気工作物	主 設 備
(略)	(略)
(新設)	(新設)

八 (略)

九 需要設備

主要電気工作物	主 設 備
(略)	(略)
(新設)	(新設)

（認定機関 一般財団法人 日本規格協会 申出）

レーザ及びレーザ関連機器—レーザ光のビーム幅、ビーム広がり角及びビーム伝搬比の試験方法—第 1 部：無収差ビーム及び単純非点収差ビーム

C 6192—1

レーザ及びレーザ関連機器—レーザ光のビーム幅、ビーム広がり角及びビーム伝搬比の試験方法—第 2 部：一般非点収差ビーム

C 6192—2

光ファイバセンサ—第 1—1 部：ひずみ測定—フアイバラッグラブレーテイングに基づくひずみセンサ

C 61757—1—1

自動認識及びデータ取得技術—RFID のサブライチエーンへの適用—製品タグ付け、製品包装、輸送単位、リターナブル輸送器材及びリターナブル包装器材

X 0560

改正された日本産業規格

（日本産業標準調査会審議）

セラミックスタイトル

A 5209

マシニングセンタ—試験条件—第 10 部：熱変形試験

B 6336—10

家庭用及びこれに類する電気機器の安全性—第 2—16 部：食品くずデイスホーサの個別要求事項

C 9335—2—16

家庭用及びこれに類する電気機器の安全性—第 2—55 部：水槽用及び庭池用電気機器の個別要求事項

C 9335—2—55

家庭用及びこれに類する電気機器の安全性—第 2—59 部：電撃殺虫器の個別要求事項

C 9335—2—59

燃料電池技術—第 4—101 部：電気式産業車両に用いる燃料電池発電システム—安全性

C 62282—4—101